平成２３年（フ）第２０２号
大阪府大東市扇町３番３号
債務者　鉢本　美穂（旧姓唐澤）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４号
大阪市東淀川区井高野２丁目４番９―301号
債務者　小野　博
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０９号
大阪市城東区天王田４番38―708号
債務者　遊上真砂子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
兵庫県三田市富士が丘３丁目18番地２
債務者　小原小百合
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
神戸市垂水区西舞子１丁目８番８―305号
債務者　森井　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３号
神戸市垂水区狩口台６丁目７番４―504号
債務者　明石　晃
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１５号
青森市桜川７丁目19番23号
債務者　工藤　圭介
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1149番地の32
債務者　仙田喜久子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
岐阜県不破郡垂井町綾戸1149番地の32
債務者　仙田　幸男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０８２号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目11番８号
債務者　西村　昭一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２３７号
栃木県足利市助戸東山町1695番地　春山アパート６
債務者　岡林パウロこと　オカバヤシ　パウロミツル
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７６０号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目16番１号　スカイハイツ101、前住所佐賀県佐賀市白山２丁目７番１―902号
債務者　牟田　研一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
静岡県浜松市中区野口町202番地の１　ハイツアデリーヌ101
債務者　稲葉二三男
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
静岡県浜松市中区野口町202番地の１　ハイツアデリーヌ101
債務者　稲葉いずみ
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
横浜市港北区小机町2151番地７
債務者　若狭　薫（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０３号
愛知県高浜市湯山町３丁目６番地９キートス湯山302号室
債務者　足立　享由
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月28日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
島根県出雲市大社町入南1388番地15、前住所島根県出雲市大津新崎町５丁目38番地１大津寮３
債務者　馬庭　裕誌
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部